

食品安全委員会化学物質専門調査会

第2回会合議事録

1. 日時 平成17年12月12日(月) 13:29 ~ 14:22

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 専門委員紹介
- (2) 座長選出
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 今後の審議事項と審議の進め方について
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

立松座長、阿部専門委員、圓藤専門委員、太田専門委員、奥田専門委員、
河野専門委員、佐々木専門委員、広瀬専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、見上委員

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、國枝評価課長、福田評価調整官、増田課長補佐

5. 配布資料

資料1 専門委員職務関係資料(平成17年10月)

資料2 - 1 諮問書(平成15年7月1日、厚生労働省発食安第0701015号)及び諮問
関係資料(清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価につい
て)

資料2 - 2 汚染物質専門調査会における清涼飲料水の規格基準に係る食品健康影響

評価の審議経過について

資料 2 - 3 汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について (案)及び水道法とコーデックス規格

6. 議事内容

増田課長補佐 それでは、時間でございますので、ただいまから第2回「化学物質専門調査会」を開催いたします。私ですが、評価課の課長補佐をしております増田といたします。よろしくお願いいたします。

専門委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。座長が選出されるまでの間、暫時、私が議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

このたび、10月1日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われましたが、本日、改選後の最初の会合に当たりますので、まず「食品安全委員会」委員長よりごあいさつがございます。では、委員長よろしくお願いいたします。

寺田委員長 このたびは、専門調査会の専門委員をお引き受けくださりまして、大変ありがとうございます。

これは、10月1日付けで皆さんには小泉首相の方から任命が行われまして、私の方から、この「化学物質専門調査会」の専門委員に指名をさせていただきました。辞令は、既にお手元に届いていると思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

この委員会は、御存じだと思いますが、これは平成15年7月から食品安全基本法の設立とともにスタートいたしまして、親委員会といいますか、私どもの委員会は毎週木曜日に公開で開いております。また、専門調査会は全部で16、1つの専門調査会で大体12~15人ぐらいで、全部で専門委員の先生が200人ぐらいいらっしゃるということでもあります。

この「化学物質専門調査会」は、守備範囲が広がりますが、実際に食品に関係する、例えば汚染物質だとか、農薬、動物用医薬品、それから添加物だとかそういうことがそれぞれの専門調査会にございますので、それ以外の化学物質に関しての健康影響評価をお願いするということになります。具体的に言いますと、例えば、つい最近、割合、問題になりましたアクリルアミドの問題だとかそういうような問題に関しまして御審議をお願いするということになると思います。

化学物質は、こういう食べ物として危険なものである可能性があるとかそういうものが次々に出てきまして、評価に関しまして大変難しい問題があるかと思っておりますけれども、皆

様方、それぞれ毒性学だとか、病理、あるいは化学ということで、独自性のある方ばかりでございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

大変お忙しいところ、この専門調査会を引き受けてくださいます、大変ありがとうございます。実は、これは去年からありまして、これは第2期と申しますか、第1回のときは、化学物質のところでは実際にやってもらったのは2年間で1回だけで、今度が第2回ですが、先生方には大変申し訳ございませんが、これからどんどん増えてくると思いますので、何卒よろしくお願ひいたします。

増田課長補佐 ありがとうございます。

それでは、お手元でございますが「第2回化学物質専門調査会議事次第」という資料を配付しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

本日の専門調査会におきましては、座長を互選していただいた後、専門調査会の運営、それから御審議いただく案件について順次説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、裏が「配布資料一覧」、それから、座席表、専門委員名簿となっております。

その次に、資料1が55ページほどあります。

資料2 - 1が8ページほどありまして、その次に資料2 - 2があります。

それから、資料2 - 3。その裏に「水道法とコーデックス規格」という資料が付いてあります。

資料の不足等ございますでしょうか。

それでは、次に、今回、御就任いただきました専門委員の皆様方を五十音順に御紹介申し上げます。

まずは、私の左側の方から御紹介いたします。

阿部宏喜専門委員でございます。

圓藤吟史専門委員でございます。

太田敏博専門委員でございます。

奥田晴宏専門委員でございます。

河野公一専門委員でございます。

佐々木久美子専門委員でございます。

立松正衛専門委員でございます。

広瀬雅雄専門委員でございます。

ありがとうございました。

本日でございますが、永沼章専門委員と安井明美専門委員が御都合により御欠席でございます。

なお、本日でございますが「食品安全委員会」から寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員に御出席いただいております。

それと、第1回から時間も経っておりますので、簡単に事務局の方もメンバーが替わっておりますので、紹介させていただきます。

まず、齊藤事務局長でございます。

一色次長でございます。

國枝評価課長でございます。

福田評価調整官でございます。

課長補佐の増田です。よろしく申し上げます。

それでは、議事(2)の座長選出を行いたいと思います。「食品安全委員会専門調査会運営規程」第2条第3項により、座長は、専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。どなたか御意見ございませんでしょうか。

お願いします。

広瀬専門委員 前回と同様に、立松先生ではいかがでしょうか。

増田課長補佐 ただいま、広瀬専門委員から立松専門委員ということで御推薦がございましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

増田課長補佐 ありがとうございます。御賛同いただきましたので、座長に立松専門委員が互選されました。

それでは、立松専門委員、座長席の方にお越しいただくとともに、一言ごあいさつをお願いいたしたいと思います。

(立松専門委員、座長席へ移動)

立松座長 愛知県がんセンター研究所の立松でございます。皆様の御推挙ということで、役不足かもしれませんが、お引き受けさせていただきたいと思います。

今、寺田委員長の方からもお話がありましたように、化学物質専門調査会は、ほかの専門調査会がやらないところをやるということで、専門委員の方々には非常に広い知識と常識とが要求される分野かなという感じがいたしますので、何とかうまくとりまとめて運用

していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

増田課長補佐 ありがとうございます。

では、これより先の議事進行でございますが、立松座長にお願いいたします。

立松座長 それでは、議事に入らせていただきます。

議事次第に従いまして「(3) 専門調査会の運営等について」ということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

増田課長補佐 それでは、お手元に配付しております資料1に基づきまして御説明いたします。

「専門委員職務関係資料<各専門調査会共通>」ということをございまして、かなりの容量、全部で55ページあるわけでございますが、私の説明ですが、関係のありそうなところを簡単に御説明させていただきたいと思っております。またお時間のあるときにでも、説明のしていないところなどに目を通していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、14ページを御覧いただきたいんですが「個別品目(案件)の審議手順について」ということで、これは「食品安全委員会」と各専門調査会の審議の流れというのを示しております。

まず、一番上からなんですが、厚生労働省なり農林水産省などのリスク管理機関から「食品安全委員会」へ、まず意見聴取がされます。資料と文書でということ、「食品安全委員会」に依頼が来ます。

「食品安全委員会」の方では、それを受理した後、本委員会を開催します。これは毎週木曜日、寺田委員長を始めとする7名の委員から構成されている本委員会で、通常「親委員会」とも言っております。ここの中で、意見聴取を要請しましたリスク管理機関から意見聴取の内容について説明を受けます。そういった説明の中で、どこの専門調査会で検討するのが適切かということ委員会の方で判断していただきまして、専門調査会の方に検討を依頼するというところでございます。

そうなったところで、今度は専門調査会の方に案件がおりてきまして、専門調査会の方で審議を行う。数回の審議を行った後、評価書(案)が作成されます。

評価書(案)が作成されましたら、これについて本委員会の方に報告をいたしまして、国民からの意見・情報の募集ということで、4週間、我々のホームページの上で公開いたしまして、広く国民から意見・情報を募集するというような行為を行います。

その中で、意見・情報の募集で意見等が出てきた場合には、必要に応じて専門調査会を

開くなりいたしまして、評価書（案）を修正いたしまして、最終的な評価書（案）を本委員会に提出する。

本委員会で最終的な審議をいたしまして、最終的な審議・評価結果が決定されて、これが最終報告書、評価結果の通知ということで、厚生労働省または農林水産省などの依頼をしたりリスク管理機関の方に通知されるというような手順で進められていきます。

次なんです、15ページでございますが「食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）」というのが定められております。

これは、第1条に書いてありますように「食品安全委員会」の専門調査会の設置、会議、それから議事録の作成について、ここで定めております。

まず「専門調査会の設置」について、第2条に規定されておまして「委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」ということで、17ページに表がございます。

その表を見ていただくと、上から5番目でございますが「化学物質専門調査会」ということで「化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」ということで、ここに「化学物質専門調査会」が位置付けられているということでございます。

また15ページに戻っていただきたいんですが、第2条の第2項ですけれども「専門調査会は、専門委員により構成し」ということで、専門委員は内閣総理大臣が任命します。「その属すべき専門委員は、委員長が指名する」ということでございます。

第3項でございますが「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」ということで、立松座長が選任されたということでございます。

第4項でございますが「座長は、当該専門調査会の事務を掌理する」ということになっております。

次に、18ページを御覧ください。これは「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成15年10月2日食品安全委員会決定）」というもので、これは「食品安全委員会」の審議が中立・公正に行われるように、そういったことを確保するためにこういったような、利害関係者を排除しようというような規定をつくっております。

まず、1ですが、組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者である委員または専門委員がいた場合の対応ということでございますが、恐らく化学物質に関して言いますと、この1番というのはあまり当てはまるようなことはないのかなとは思いますが、と申すのは、化学

物質に関しましては申請者という者がなかなか考えつかないということがありますので、あまり関係ないと考えております。

一応、簡単に説明いたしますと、そういった専門委員がいた場合ですが、(1)にありますように「専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する」。

(2)でございますが、申請資料等作成者である専門委員につきましては「当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する」。

ただし、その専門委員の発言が特に必要であると専門調査会が認めた場合に限り、その専門委員は出席し、意見を述べることができるが、議決には参加できないというふうになっております。

2でございますが、同様に審査申請者があるものについての規定なんですけれども、ここに審議に係る提出資料として利用されたものの作成に協力した者ということで、そういった専門委員が含まれている場合に対する対応がここに示されております。

(1)としましては「専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する」。

(2)でございますが「利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる」とされております。

「化学物質専門調査会」におきましては、申請者が存在することが考えにくいということで、この場合、この規定が当てはまるわけではないと考えております。

ただ、審議の過程で、専門委員が作成した論文が引用されるような場合、こういったことがないことはないかと思えます。こういった場合は、まず、その旨を専門調査会に申し出ていただきまして、必要に応じて本規定の2の(2)などの対応を取るといったようなことも考えていきたいと思っております。

次が、3なんですけど、これは「1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員又は専門委員が、申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、当該申請者から研究費を受けている場合、

当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする」ということで、この規定につきましては「化学物質専門調査会」も当てはまると考えております。こういう審議の公正さに疑念を生じさせると

考えられるような利害関係があると考えられる場合には、まず事務局なりに相談していただければと思います。

4でございますが「以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする」というふうにしております。

次に、19ページでございますが「食品安全委員会の公開について（平成15年7月1日食品安全委員会決定）」ということでございます。当委員会ですが、委員会の活動状況、会議、議事録、それから諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料、そういったものはすべて原則公開という形でやらせていただいております。

23ページを御覧ください。「4 専門委員の服務について」ということが書かれております。

上の段のところで線が引いてあるところですが、「専門委員は、国家公務員法の規定が適用され、同法の服務に関する規定を遵守しなければなりません」ということでございます。

次の24ページを御覧ください。「5 秘密を守る義務（法第100条）」というのがあります。「専門委員には守秘義務が課されています」として「守秘義務は、専門委員を辞めた後にも課せられます」ということでございます。

それから、一番下のところで括弧が付いて、なお書きで書いてある部分なんですけど、ここを読ませさせていただきますと「なお、専門調査会以外の場において、専門委員としての立場からでなく、一専門家として食品の安全性の確保に関する個人的見解を公表することが、直ちに国家公務員法の服務に関する規定に違反し、懲戒事由になることはありませんが、この場合は、食品安全委員会の見解であるとの誤解を招かないよう留意する必要があると考えられます」とあります。一専門家として何か発言したりなどすることもあると思うのですが、そういったときには「食品安全委員会」の見解であるというような誤解を招かないようお願いしたいということでございます。この辺の注意もできるだけよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、55ページを御覧ください。今までの一般的な事項でございますが、55ページに「食品安全委員会への意見の要請の仕組み（化学物質専門調査会関係）」ということで「化学物質専門調査会」関係について書かせていただいております。

「化学物質専門調査会」関係に行きますと、食品安全基本法の規定に基づいて当委員会が意見を求められるということで、(1)(2)の2つの大きな場合があるかと思っております。

(1)ですが「個別法により関係大臣が食品の安全性の確保に関する施策の策定を行お

うとする場合（基本法第 24 条第 1 項）」ということで、これは食品安全基本法の第 24 条第 1 項関連ということなのですが、これでいきますと、厚生労働省から食品衛生法の食品の規格基準を定めようとするときに諮問があり得るのであろうと。

もう一つが、（ 2 ）でございますが「（ 1 ）以外に関係各大臣が必要があると認める場合（基本法第 24 条第 3 項）」ということで、これは食品安全基本法第 24 条第 3 項ということで、法律とか制度によらず、大臣が安全性について「食品安全委員会」に意見を求めるというような場合もあります。こういった場合に意見が求められるということでございます。

それと、「化学物質専門調査会」の場合ですと、もう一つなのですが、食品安全基本法第 23 条の第二号の規定というのがございまして、その中で「自ら食品健康影響評価を行うこと」というような規定がございまして、これはリスク管理機関から意見を聞かれなくても、「食品安全委員会」自らが課題を選択して評価を行うことができるというような所掌事務を示しております、「化学物質専門調査会」ですと、こういったものによる食品健康影響評価を行うという場合もないことはないかなと思います。

簡単ですが、以上でございます。

立松座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問とかありましたら、どうぞお願いいたします。

ございませんようでしたら、次の議題の方に入らせていただきます。「（ 4 ）今後の審議事項と審議の進め方について」であります。これにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

増田課長補佐 審議状況と今後の進め方ということですが、現在「汚染物質専門調査会」において審議を行っております清涼飲料水の食品健康影響評価に関しまして「化学物質専門調査会」の御協力をいただくということになりましたので、本件の審議状況と、今後の審議の進め方について御説明します。

まず、資料 2 - 1 を御覧ください。一番最初のページでございますが、これは平成 15 年 7 月 1 日、当委員会ができた日でございますが、厚生労働大臣から清涼飲料水の規格基準を改正するというので、このような諮問書により評価の依頼が来ております。

次の 3 ページを御覧いただきたいんですが、これはその当時、厚生労働省から、この清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価で、どのようなことを評価していただきたいのかということをももした書類になっております。

これを簡単に御説明させていただきますと「 1 厚生労働省におけるこれまでの検討状

況」ということなのですが、まず、ミネラルウォーター類ということで、これらの消費量が增大している。

それから「F A O / W H O 合同食品規格委員会」、コーデックス委員会と言われておりますけれども、コーデックス委員会におけるナチュラルミネラルウォーター、ボトルド・パッケージドウォーターの規格が設定された。

また、我が国では、水道法による水質基準の見直しが行われているというような状況の中、平成 14 年 10 月に厚生労働省の「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会」において、清涼飲料水の規格基準の改正について検討を開始しております。

平成 14 年 10 月と 11 月、2 回審議が行われておりまして、化学物質に関わる基準の対象について、現在のところは原水の規格基準をつくっているわけなんですけれども、この対象を原水から実際の製品の規格基準をつくるというようにすること。それから、ミネラルウォーター類の加熱殺菌等の処理がなされているもの。これはコーデックス規格で言うボトルド・パッケージドウォーターに相当するものと、無殺菌・無除菌のもの。これはナチュラルミネラルウォーターに相当するものですが、この 2 つの区分にして、おのおのについて検討を進めていくというふうにされております。その基準の設定に当たっては、水道法の水質基準や W H O 飲料水ガイドラインの改正の状況を踏まえて検討を行っていくというふうにされておりました。

そういった中で、平成 15 年 7 月 1 日に「食品安全委員会」が発足したということで、同日付けで食品衛生法の清涼飲料水の規格基準を改正するということが諮問が来たということになっております。

なお、水道法の水質基準ですが、これは平成 15 年 5 月 30 日に改正されております。

「食品安全委員会」に諮問のあった物質なんですけれども、これは一番後ろに 48 物質のリストがあるので、資料 2 - 3 の裏にあります「水道法とコーデックス規格」を御覧ください。まず現状から御説明しますと水道法ではこれら 30 物質について、一番左側の数字なんですけれども、水質基準値が設定されております。

更に、水質管理目標ということで、これは厚生労働省の通知によって規定している基準、ある意味で目標値ということでございます。こういったものが水道法の改正が行われた平成 15 年 5 月 30 日にこういう基準ができております。

それから、ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格ということで、いわゆる無殺菌のミネラルウォーターなんですけれども、これについては 16 項目の基準が設定されている。これはコーデックス規格として設定されている。そして、ボトルド・パッ

ケージドウォーターについても、これらの物質について設定されているというような状況になっています。

そういう中で、諮問がありましたのは、一番左に番号が1から48まで振ってありますけれども、この48物質についての評価が依頼されているわけでございます。

まず、水質基準として設定されているものが30物質。水質管理目標として設定されているものが17物質。それから、ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格の基準として16項目あるわけなんですけど、その中のほとんどが重複しております、1つだけ重複していないバリウム。この1物質がプラスされまして、この48物質について「食品安全委員会」に食品健康影響評価の依頼があるということでございます。

そして、このほかに、これは「農薬専門調査会」の方で評価をしているものなんですけど、農薬が93項目というようなことで評価依頼がございまして。

次に「汚染物質専門調査会」における現在までの審議状況ということで、資料2-2に簡単にまとめさせていただいております。

まず、これは平成15年7月1日ですが、早速、諮問があったと。

それから、平成15年10月10日、これは第1回「汚染物質専門調査会」でございますが、ここで諮問内容の確認をしております。48項目についての食品健康影響評価を行うということでございます。

平成15年12月10日、第2回「汚染物質専門調査会」が開催されまして、まず専門調査会で審議する前に、小グループ、4人の専門委員から成る小グループで新しい知見を整理して、評価書(案)をつくって、その評価書(案)を専門調査会で審議するというようなやり方で審議をしていく。効率的な審議をするために、こうやっていこうということが決まりました。

平成16年3月31日に、第3回「汚染物質専門調査会」が開催されまして、そのとき、塩素酸とジクロロアセトニトリルについて評価書(案)ができたということで審議をしたわけなんですけど、その際に耐容摂取量の設定の際に用いる不確実係数の取扱いについて一定のルールが必要ではないかということで、引き続き審議することが決定されております。

それから、調査審議の順序についても、知見を収集し終えて、ある程度そろったものから順次着手するというような決定がなされております。

不確実係数につきましては、塩素酸とジクロロアセトニトリルだけということで、まだ数が少ない中で、全体でどういう考え方をするかということ結論づけることができないのではないかとということで、もう少し審議状況を見た上で不確実係数の取扱いを考えてい

こうということでした。

平成 16 年 5 月 11 日に、第 4 回「汚染物質専門調査会」が開催されまして、その中で、これも評価書（案）のできた塩素と抱水クロラールについて審議をいたしました。これも不確実係数について同様なことが言われております。

それから、実は「汚染物質専門調査会」ですが、この後、メチル水銀についての案件が入ってきまして、「汚染物質専門調査会」の方はメチル水銀にかかりっきりになっておりまして、実際のところの審議は進んでいません。ただ、評価書（案）の方は小グループの方で着々と少しずつ進めてはおりまして、今のところだと、既に審議の終了した 4 物質を含めまして 14 物質についての知見の整理は終わっているというようなところでございます。

こういった小グループで、一応いろいろと評価書（案）を作成していたわけなんですけど、その評価書（案）の作成に当たりまして、これら 48 物質の中には、やはり遺伝毒性物質だとか、発がん性物質といったものがかなりありまして、調査審議を行う場合、実験動物の発がん性だとか、遺伝毒性の専門家の意見を聞く必要があるのではないか、というような意見が小グループからも出ておりました。

また「汚染物質専門調査会」の方でございますが、今後、カドミの審議等を進めるということもございまして、そうなりますと、また清涼飲料水の審議が遅延するというようなことも危惧されている、というような状況でございます。

こういったことを踏まえまして、清涼飲料水について「化学物質専門調査会」の御協力を得たいということで、平成 17 年 12 月 2 日に第 11 回「汚染物質専門調査会」が開催されました。「化学物質専門調査会」と「汚染物質専門調査会」との合同ワーキンググループを設置するということが提案がされ、その提案が了承されたということで、12 月 8 日に「食品安全委員会」がございまして、その中で合同ワーキンググループの設置について了承されたということでございます。

次に、そういうことで「汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について（案）」ということで、資料 2 - 3 でございますが、清涼飲料水の規格基準、これは汚染物質関係の改正に係る食品健康影響評価の進め方ということでまとめさせていただいております。

まず「1 経緯」なんですけど、これは平成 15 年 7 月 1 日、厚労省から清涼飲料水に係る食品健康影響評価の諮問があつて「汚染物質専門調査会」で審議するということがとされておりまして。

「汚染物質専門調査会」におきましては、本件の効率的な審議のため、情報収集の進んだものから小グループにより評価書（案）を検討した上で専門調査会に提案するということがとされておりまして。

そういった過程の中で、発がん物質の取扱いなどについて、やはりその方面の専門家の意見を参考にする必要があるというような意見があったことから、「汚染物質専門調査会」と、発がん性、遺伝毒性の専門家がいる「化学物質専門調査会」の御協力を得て審議することが適当と考えられたということでございます。

こういったことから、「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」との合同専門調査会により審議を行うとした時に、合同専門調査会を開催して審議をすると、専門委員の人数も多いということで、効率的な審議が困難であるということが考えられます。

こういった事情を踏まえて「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」において、毒性とか、分析とか、発がん性、遺伝毒性の専門家から成る合同ワーキンググループを設置して審議するということとしております。

「２ 運営」でございますが、「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」、両調査会の下に毒性、分析、発がん性、遺伝毒性等を専門とする専門委員によります合同ワーキンググループを設置したいと思っております。

「（２）合同ワーキンググループ（WG）の構成」でございますが、「合同WGは、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会に属する専門委員から構成する」。

座長は互選で、座長が議事をつかさどる。

必要な場合には、有識者を参考人で参加させることができるというふうにしております。

「（３）評価結果の取り扱い」ですが、ワーキンググループの評価結果については「汚染物質専門調査会」「化学物質専門調査会」に報告するとともに、必要に応じて「食品安全委員会」に説明するということでございます。

こういった中で、今後、清涼飲料水の規格基準の改正に関する審議を進めたいと考えております。

なお、小グループについてでございますが、引き続き知見整理のための作業は進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

立松座長 どうもありがとうございました。このワーキンググループに関して、恐らくいろんな質問があると思えますけれども、疑問の点とか、今後のことはどうだとかというようなものがありませんでしたら、どうぞ御遠慮なく御意見を願ひいたします。

このワーキンググループの人選とか、そういうようなものはどのような手順でやられるのでしょうか。

増田課長補佐 人選につきましては、この内容を御承認いただいた後で「汚染物質専門調査会」の佐藤座長と、「化学物質専門調査会」の立松座長と相談しながら人選を考えていきたいと思っております。

「汚染物質専門調査会」の方につきましては、恐らく小グループに参加している専門委員が中心になるのではないかと考えております。

立松座長 このワーキンググループの立ち上げの期限とか、そういうのはどこかスケジュールにおおよそのところは上がっておりますでしょうか。

増田課長補佐 できれば、1月中か、少なくとも2月ぐらいに第1回ワーキンググループを開きたいと思っております。

立松座長 あと、この内容なんですけれども、恐らく化学物質だとかそういう発がん性とかなどは、このグループはたくさん専門家がいるんですけれども、いわゆる水質基準とかそういうことに関する知識は汚染物質の方たちの方が、その辺のバランスとか、それから審議のときに、どちらがどれぐらい、担当の重みとか、それはちょっと微妙な話ですけれども、このようなことを、これから進めていく上で頭に置いておかななくてはならないだろうと思うんですけれども。

増田課長補佐 水質基準の知識を持たれている方につきましては、実際に水道基準に携わっていた先生とか、あと、WHOの水のガイドラインの作成に関わった先生が「汚染物質専門調査会」の方におりますので、水に関してはその先生方にいろいろと意見を聞きながらやっております。

そういった中で、遺伝毒性とか発がん性についての部分がもうちょっと意見が欲しいということなので、恐らくその辺の先生方の御協力を得ながら進めていくものではないかと思えます。

立松座長 これは、私個人のことですけれども、これだけの多項目があるというのはこの表を見て初めて知ったのですが、逐一やっていくとなるとすごく時間もかかると思います。

それでも、やはりある程度の目標を定めなくてはいかけないと思うのですが、大体こういうことをまとめるのにどれぐらいの予定といたしますか、そういうタイムリミットのものは求められているのでしょうか。

増田課長補佐 厚生労働省の方から、特にタイムリミットみたいなものについては規定

されておりません。ただ、諮問されて2年経っているものでもございますし、急いでやらなければいけないという認識ではあります。

そういった中で、例えばWHOとかそういったところで飲料水のガイドラインができていたり、アメリカのEPAでもそれぞれの化学物質の評価がなされているというような参考事例がかなりございますので、その辺の国際機関の評価書なり、外国機関の評価書なりを参考にしながら進めているということです。例えば、農薬とか動物用医薬品とかの評価書では、元データを見てやるわけなんですけれども、そこまでの評価というよりは外国の評価書を横目で見ながら評価するというような評価を進めていこうかと思えます。

今のところ、14物質ほどつくっているんですが、大体1か月に評価書が1つか2つで、14ですから、あと34物質ほど残っているわけで、2年ぐらいが目途かなというふうに我々の方では考えているところでございます。

立松座長 外国のデータをうのみにしてやると、またいろんなところで批判が来る可能性がありますので、勿論、参考にして、この委員会は委員会なりに検討を加えて、より妥当性のあるという形で進めていけばという感じはいたします。

どうぞ、御意見ございましたら御遠慮なく。

御意見ございませんようでしたら、この「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」での合同のワーキンググループを立ち上げまして、調査審議を行うという形にしたいと思えます。

事務局の方、御足労ですが、「汚染物質専門調査会」と連携をしながら人選等を速やかに立ち上げて、今後の作業に支障がないようにというような形で努力をお願いいたします。

増田課長補佐 ありがとうございます。今後の予定でございますが、人選につきましては「汚染物質専門調査会」と「化学物質専門調査会」の両座長に相談して決定したいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

立松座長 それでは、議題(5)に移りまして「その他」ということで、事務局の方から、もし付け加えるようなことがございましたらお願いいたします。

増田課長補佐 本専門調査会におきましては、アクリルアミドだとか、トランス脂肪酸だとかこういった化学物質に関しますファクトシートでございますが、これは「食品安全委員会」で現在つくって公表しているわけですが、このファクトシートの作成につきまして、本専門調査会の専門委員の皆様方の御協力をいただいたということで、非常に感謝している次第でございます。この場を借りてお礼を申し上げたいと思えます。

「食品安全委員会」としましては、こういった物質につきましても、引き続き我が国だ

とか諸外国の関係機関などからの新たな情報、それから研究結果、情報収集といったものをしておりますので、そういった中で、今後、新たな知見が集まってくるということになりましたら、いろいろとこれら物質についての御相談を改めてしていくことになるかと思いますが、そういった際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、いろいろと社会的にそういった物質が取りざたされるようなことが出てきますと、いろいろと皆様方に御相談するということが、よろしくお願ひします。

立松座長 どうもありがとうございました。

これで、第2回「化学物質専門調査会」の議事は一応、すべて終了いたしました。専門委員の皆様から、特に御発言ございませんでしょうか。全般を通じてでも結構ですので、何か御意見がございましたら。

どうぞ。

阿部専門委員 今回のファクトシートについてお伺ひしたいんですけども、アクリルアミドですとか、トランス脂肪酸ですとか、そういうのでファクトシートに対してクレームですとか、意見というのが何かあったんでしょうか。何かありましたら、お伺ひしたいんですけども。

増田課長補佐 特にクレーム等とかは聞いていないのですが、こういったアクリルアミドとかトランス脂肪酸というのは、知見もどんどん新しいのが今後出てきますし、今、いろんなところで研究をやっているというようなこともありますので、そういった中で、こちらとしても新しい知見が出れば内容を変えなければいけないというような状況が出てくると思ひます。そういったときに、御協力なりお願ひすることがあると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

立松座長 ほかにございませんでしょうか。どうぞ御遠慮なく。

もし、ございませんようでしたら、これで「食品安全委員会の第2回化学物質専門調査会」を閉会したいと思ひます。

今回は、顔見せみたいなことでしたので、予定よりも早く済みましたが、今後、具体的なものになったときにはいろいろ予定外なことが起きるかもしれませんが、そのときはよろしくお願ひいたします。

今日は、本当にお忙しいところ、どうもありがとうございました。